Arcstar Contact Centerサービス契約約	京款 【現改比較表】 2021年4月7日現在
~2021年4月6日	2021年4月7日~
目次(略)	目次(略)
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第3条(略)	第1条~第3条(略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用 語	用 語 の 意 味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設
		備
2	電気通信サー	三電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その
ス		他
		電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	Arcstar Conta	t Arcstar Contact Center サービスの提供に係る当社のサ
Cer	nter サービス設備	一バその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備
		(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設
		備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれ
		らの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4	Arcstar Conta	t テナント及びシートの提供を行うサービス
C	Center サービス	
5	Arcstar Conta	t Arcstar Contact Center サービスの契約事務を行う
Cer	nter サービス取	及 Arcstar Contact Center サービス取扱所
所		
6	Arcstar Conta	t 当社から Arcstar Contact Center サービスの提供を受け
Cer	nter サービス契約] るための契約
7	Arcstar Conta	t 当社と Arcstar Contact Center サービス契約を締結して
Cer	nter サービス契約	りいる者

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	 用 語	用語の意味
1		電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設
1	电火炬旧以州	
		備
2	電気通信サービ	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その
ス		他
		電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	Arcstar Contact	Arcstar Contact Center サービスの提供に係る当社のサ
Cei	nter サービス設備	-バその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備
		(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設
		備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれ
		らの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4	Arcstar Contact	テナント及びシートの提供を行うサービス
C	Center サービス	
5	Arcstar Contact	Arcstar Contact Center サービスの契約事務を行う
Cei	nter サービス取扱	Arcstar Contact Center サービス取扱所
所		
6	Arcstar Contact	当社から Arcstar Contact Center サービスの提供を受け
Cei	nter サービス契約	るための契約
7	Arcstar Contact	当社と Arcstar Contact Center サービス契約を締結して
Cei	nter サービス契約	いる者

者		者	
8 I P通信網利	用 当社の I P 通信網サービス契約約款に規定する第6種シ	8 I P通信	網利用 当社の I P通信網サービス契約約款に規定する第6種シ
回線	ェアード I P – P B X サービス(カテゴリー 3 のタイプ 2	回線	ェアードIP-PBXサービス (カテゴリー3のタイプ 2
	に限ります。以下同じとします。) に係る電気通信回線設備		に限ります。以下同じとします。)に係る電気通信回線設
	であって、Arcstar Contact Center サービス契約に係る		備であって、Arcstar Contact Centerサービス契約に係
	もの		るもの
9 Universal O	ne 当社の Universal One サービス契約約款(第1編に限り	9 Universa	I One 当社の Universal One サービス契約約款(第1編に限り
網	ます。)に規定する Universal One サービス第1種(レイ	新 閏	ます。)に規定する Universal One サービス第1種(レィ
	ヤー2(レイヤー3と統合して利用するものに限ります。)		ヤー2(レイヤー3と統合して利用するものに限ります。)
	又はレイヤー3であって、ギャランティアクセス、ギャラ		又はレイヤー3であって、ギャランティアクセス、ギャラ
	ンティ(センタエンド)アクセス、バーストアクセス又は		ンティ(センタエンド)アクセス、バーストアクセス又は
	ベストエフォートアクセスであるものに限ります。以下同		ベストエフォートアクセスであるものに限ります。以下同
	じとします。)に係る電気通信回線設備であって、Arcstar		じとします。)に係る電気通信回線設備であって、Arcsta
	Contact Center サービス契約に係るもの		Contact Center サービス契約に係るもの
10 ポータル契	約 当社のカスタマポータル規約に規定するポータル契約者	10 ポータル	レ契 約 当社のカスタマポータル規約に規定するポータル契約者
者		者	
		11 VPN 接続	当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊
			(Enterprise Cloud 1.0 サービス)に規定する VPN 接続
<u>11</u> クラウドコネ	ク 当社の Universal One サービス契約約款(第1編に限り	<u>12</u> クラウド:	コネク 当社の Universal One サービス契約約款(第1編に限り
ト接続	ます。)に規定する Universal One サービス第1種に係る	 ト 接続	ます。)に規定する Universal One サービス第1種に係る

	クラウドコネクト接続機能(ECL接続タイプに限りま		クラウドコネクト接続機能(ECL接続タイプに限りま
	す。)		₫.)
		13 FIC 網	当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊
			(Flexible InterConnect サービス) に規定する Flexible
			InterConnect サービスに係る電気通信回線設備であっ
			て、Arcstar Contact Center サービス契約に係るもの
		14 Enterpri	se 当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊
		Cloud2.0 接続	(Flexible InterConnect サービス)に規定する
			Enterprise Could2.0 接続
2 -451		15 =+>.\	Arcetar Contact Contor H ビフ切物老の指字オスII
2 テナント	Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する I P	<u>15</u> テナント	Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する I F 通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへ
<u>2</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへ	<u>15</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへ
<u>2</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへ の振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通	<u>15</u> テナント	
<u>2</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへ	<u>15</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通
<u>2</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指	<u>15</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指
2 テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する I P 通信網利用回線への接続並びにリアルタイム	<u>15</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する I P通信網利用回線への接続並びにリアルタイム
2 テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する I P通信網利用回線への接続並びにリアルタイムレポート(エージェントの稼動状況の閲覧を可能とする機	<u>15</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する I P通信網利用回線への接続並びにリアルタイムレポート (エージェントの稼動状況の閲覧を可能とする機
2 テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する I P通信網利用回線への接続並びにリアルタイムレポート (エージェントの稼動状況の閲覧を可能とする機能をいいます。以下同じとします。) の閲覧及びヒストリカ	<u>15</u> テナント	通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する I P通信網利用回線への接続並びにリアルタイムレポート (エージェントの稼動状況の閲覧を可能とする機能をいいます。以下同じとします。) の閲覧及びヒストリ

13 エージェント	Arcstar Contact Center サービス契約者であって、 I P		<u>16</u> エージェント	Arcstar Contact Center サービス契約者であって、 I P
	通信網利用回線及び Universal One 網を介して Arcstar			通信網利用回線及び Universal One 網 <mark>又は I P通信網利</mark>
	Contact Center サービスに係る通話を行う者			用回線、Universal One 網及び FIC 網を介して Arcstar
				Contact Center サービスに係る通話を行う者
14 シート	エージェントにテナントへの接続を提供するもの		<u>17</u> シート	エージェントにテナントへの接続を提供するもの
<u>15</u> ボイスハードウ	Arcstar Contact Center サービスを利用するために必要		<u>18</u> ボイスハードウ	Arcstar Contact Center サービスを利用するために必要
ェア	な自営端末設備		エア	な自営端末設備
<u>16</u> ボイスソフトウ	Arcstar Contact Center サービスを利用するために必要		<u>19</u> ボイスソフトウ	Arcstar Contact Center サービスを利用するために必要
ェア	 なソフトウェアであってコンピュータプログラム等の形		エア	なソフトウェアであってコンピュータプログラム等の形
	態をとるもの			態をとるもの
<u>17</u> ボイスハードウ	ボイスハードウェア又はボイスソフトウェア		<u>20</u> ボイスハードウ	ボイスハードウェア又はボイスソフトウェア
ェア等			エア等	
	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法		21 消費税相当額	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法
	令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法			令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法
	(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定			(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定
	に基づき課税される地方消費税の額			に基づき課税される地方消費税の額

(Arcstar Contact Centerサービスの種類)

・ 第4条の2 Arcstar Contact Centerサービスには、次の種類があります。

男4条の2 Arcstar Co	ontact Centerサービスには、次の種類があります。	第4条の2 Arcsta
種類	内 容	種 類
カテゴリー 1	シート利用数の下限が20であって、上限を1,000として 提供するもの	カテゴリー 1
カテゴリー 2	シート利用数の下限が200であって、上限を2,000として 提供するもの	カテゴリー 2

(Arcstar Contact Centerサービスの種類)

第4条の2 Arcstar Contact Centerサービスには、次の種類があります。

種類	Į	内 容
カテゴリー 1		(1) シート利用数の下限が20であって、上限を1,000として提供するもの (2)VPN接続に対応可能なもの (3)1のIP通信網契約(第6種シェアードIP-PBXサービス契約に係るものとします。)に対応可能なもの
カテゴリー 2	プラン1	(1)シート利用数の下限が200であって、上限を2,000として提供するもの (2)クラウドコネクト接続及びEnterprise Cloud2.0接続に対応可能なもの (3)1以上のIP通信網契約(第6種シェアードIP-PBXサービス契約に係るものとします。)に対応可能なもの
	プラン2	(1)シート利用数の下限が200であって、上限を400として提供するもの(2) Enterprise Cloud2.0接続に対応可能なもの(3) 1 以上の I P通信網契約(第6種シェアード I P - P B X サービス契約に係るものとします。) に対応可能なもの

第2章 Arcstar Contact Centerサービスの提供区間等 (Arcstar Contact Centerサービスの提供区間等)

第5条 当社のArcstar Contact Centerサービスの提供区間は、IP通信網利用回線又はUniversal One網とArcstar Contact Centerサービス設備との接続点相互間とし、提供地域は日本国内とします。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1のIP通信網契約(第6種シェアードIP-PBXサービス契約に係るものとします。)及び1のUniversal One契約(Universal Oneサービスに係るものとします。) につき1のArcstar Contact Centerサービス契約を締結します。この場合、Arcstar Contact Centerサービス契約者は、1のArcstar Contact Centerサービス契約につき1人に限ります。

第7条(略)

(Arcstar Contact Centerサービス契約申込みの方法)

第8条 Arcstar Contact Centerサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載のうえ当社所定の方法によりArcstar Contact Centerサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) Arcstar Contact Centerサービスの種類
- (2) シート利用数
- (3) Universal One網との接続に必要な設定情報
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

第2章 Arcstar Contact Centerサービスの提供区間等 (Arcstar Contact Centerサービスの提供区間等)

第5条 当社のArcstar Contact Centerサービスの提供区間は、I P通信網利用回線<u>若しくは</u> Universal One網とArcstar Contact Centerサービス設備との接続点相互間<u>又は I P通信網利用回線若しくはFIC網とArcstar Contact Centerサービス設備との接続点相互間</u>とし、提供地域は日本国内とします。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1<u>以上</u>のIP通信網契約(第6種シェアードIP-PBXサービス契約に係るものとします。)及び1のUniversal One契約(Universal Oneサービスに係るものとします。)、又は1以上のIP通信網契約(第6種シェアードIP-PBXサービス契約に係るものとします。)及び1のFlexible InterConnectサービスに係る契約(Enterprise Cloud 2.0接続に係るものとします。)につき1のArcstar Contact Centerサービス契約を締結します。この場合、Arcstar Contact Centerサービス契約を締結します。これにつき1人に限ります。

第7条(略)

(Arcstar Contact Centerサービス契約申込みの方法)

第8条 Arcstar Contact Centerサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載のうえ当社所定の方法によりArcstar Contact Centerサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) Arcstar Contact Centerサービスの種類
- (2) シート利用数
- (3) Universal One網又はFIC網との接続に必要な設定情報
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(Arcstar Contact Centerサービス契約申込みの承諾)	(Arcstar Contact Centerサービス契約申込みの承諾)
第9条	第9条
(略)	(略)
2	2
(1)~(4)(略)	(1)~(4)(略)
(5) Arcstar Contact Centerサービス契約(カテゴリー 2 に係るものに限ります。)に係る Universal One契約者(クラウドコネクト接続に係る者とします。)又はポータル契約者の当	(5) Arcstar Contact Centerサービス契約(カテゴリー 2 に係るものに限ります。)に係る
社所定の方法による同意がないとき。	Universal One契約者(クラウドコネクト接続に係る者とします。)、Flexible InterConnect
	サービスに係る契約者(Enterprise Cloud2.0接続に係る者とします。)又はポータル契約者の
	当社所定の方法による同意がないとき。
(6)Arcstar Contact Centerサービス契約(カテゴリー 2 に係るものに限ります。)に係る I	(6)Arcstar Contact Centerサービス契約(カテゴリー 2 に係るものに限ります。)に係る I P
P通信網利用回線のチャネルの数が2に満たないとき又はシート利用数の数を超えるとき。	通信網利用回線毎のチャネルの数が2に満たないとき又はシート利用数の数を超えるとき。
(7)~(8)(略)	(7)~(8)(略)
第10条~第12条(略)	第10条~第12条(略)
(利用権の譲渡)	(利用権の譲渡)
第13条	第13条
(略)	(略)
2 (略)	2 (略)
3	3
(1)~(4) (略)	(1)~(4)(略)

(5)Arcstar Contact Center サービス契約(カテゴリー 2 に係るものに限ります。)に係る	(5)Arcstar Contact Centerサービス契約(カテゴリー 2 に係るものに限ります。)に係る
Universal One 契約者(クラウドコネクト接続に係る者とします。)又はポータル契約者の	Universal One契約者(クラウドコネクト接続に係る者とします。)、Flexible InterConnect
当社所定の方法による同意がないとき。	サービスに係る契約者 (Enterprise Cloud2.0接続に係る者とします。) 又はポータル契約者の
	当社所定の方法による同意がないとき。
(6)Arcstar Contact Centerサービス契約(カテゴリー 2 に係るものに限ります。)に係る I	(6)Arcstar Contact Centerサービス契約(カテゴリー 2 に係るものに限ります。)に係るIP
P通信網利用回線のチャネルの数が2に満たないとき又はシート利用数の数を超えるとき。	通信網利用回線毎のチャネルの数が2に満たないとき又はシート利用数の数を超えるとき。
(7)~(8)(略)	(7)~(8)(略)
第14条~第16条(略)	第 14 条~第 16 条 (略)
第4章~第5章(略)	第4章~第5章(略)
第6章 通信	第6章 通信
(通信利用の制限等)	(通信利用の制限等)
第21条	第 21 条
(略)	(略)
2 Arcstar Contact Centerサービス契約者が行う通信は、通信(そのArcstar Contact	2 Arcstar Contact Center サービス契約者が行う通信は、通信(その Arcstar Contact
Centerサービス契約者以外の者の I P 通信網利用回線 <u>または</u> Universal One網に係る通信を	Center サービス契約者以外の者の I P通信網利用回線、Universal One 網又は FIC 網に係る
含みます。)が著しくふくそうした場合には、相手先に着信しないことがあります。	通信を含みます。)が著しくふくそうした場合には、相手先に着信しないことがあります。
3 (略)	3 (略)
4 Arcstar Contact Centerサービス契約者は、当社のIP通信網サービス契約約款又は	4 Arcstar Contact Centerサービス契約者は、当社のIP通信網サービス契約約款、
Universal Oneサービス契約約款の定めるところによりそのArcstar Contact Centerサービ	Universal Oneサービス契約約款又はSmart Data Platformサービス利用規約の定めるところ
ス契約に係る I P通信網利用回線及びUniversal One網を使用することができないときは、	によりそのArcstar Contact Centerサービス契約に係る I P通信網利用回線、Universal One
Arcstar Contact Centerサービスを利用することができません。	網及びFIC網を使用することができないときは、Arcstar Contact Centerサービスを利用する
	ことができません。

第7章 料金等	第7章 料金等
第1節(略)	第1節(略)
第2節 料金等の支払義務	第2節 料金等の支払義務
(利用料金の支払義務)	(利用料金の支払義務)
第23条(略)	第23条(略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)

	,				
区別	支払いを要しない料金	区 別 支払いを要しない料金			
1 Arcstar Contact Centerサービス契約者の責めによらない理由により、そのArcstar Contact Centerサービスを全く利用できない状態(そのArcstar Contact Centerサービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態(そのArcstar Contact Centerサービス契約者のIP通信網利用回線及びUniversal One網が使用できないことによる場合を含み、そのArcstar Contact Centerサービス契約者以外の者のIP通信網利用回線及びUniversal One網(そのArcstar Contact Centerサービス契約者以外の者のIP通信網利用回線及びUniversal One網(そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るものに限ります。)が使用できないことによる場合を除きます。)となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのArcstar Contact Centerサービスについての料金	1 Arcstar Contact Centerサービス契約 者の責めによらない理由により、その Arcstar Contact Centerサービスを全く 利用できない状態(そのArcstar Contact Centerサービス契約に係る電気通信設備 によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態(そのArcstar Contact Centerサービス契約者の I P 通信網利用回線、Universal One網及びFIC網が使用できないことによる場合を含み、そのArcstar Contact Centerサービス契約者の I P 通信網利用回線、Duiversal One網及びFIC網が使用できないことによる場合を含み、そのArcstar Contact Centerサービス契約者の I P 通信網利用回線、Universal One網及びFIC網(そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るものに限ります。)が使用できないことによる場合を除きます。)となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。			
2 当社の故意又は重大な過失によりその Arcstar Contact Centerサービスを全く 利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのArcstar Contact Centerサービスについての料金	2 当社の故意又は重大な過失によりその Arcstar Contact Centerサービスを全く 利用できない状態が生じたとき。 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのArcstar Contact Centerサービスについての料金			
3~4(略)		3~4 (略)			
第 24 条~第 25 条(略)		第 24 条~第 25 条(略)			
第3節~第4節(略)		第3節~第4節(略)			
第8章(略)		第8章(略)			

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第30条 当社は、Arcstar Contact Centerサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのArcstar Contact Centerサービスが全く利用できない状態(そのArcstar Contact Centerサービス契約者のI P通信網利用回線及びUniversal One網が使用できないことによる場合を含み、そのArcstar Contact Centerサービス契約者以外の者のI P通信網利用回線及びUniversal One網(そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るものに限ります。)が使用できないことによる場合を除きます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのArcstar Contact Centerサービス契約者の損害を賠償します。

2~3 (略)

第31条(略)

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第30条 当社は、Arcstar Contact Centerサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのArcstar Contact Centerサービスが全く利用できない状態(そのArcstar Contact Centerサービス契約者の I P通信網利用回線、Universal One網及びFIC網が使用できないことによる場合を含み、そのArcstar Contact Centerサービス契約者以外の者の I P通信網利用回線、Universal One網及びFIC網(そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るものに限ります。)が使用できないことによる場合を除きます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのArcstar Contact Centerサービス契約者の損害を賠償します。

2~3 (略)

第31条(略)

第10章(略)	第10章(略)
第11章 雑則	第 11 章 雜則
第35条~第39条(略)	第 35 条~第 39 条(略)
第12章(略)	第 12 章 (略)
別記 (略)	別記(略)
料金表	料金表
通則	通則
1~12(略)	1~12(略)
(Arcstar Contact CenterサービスのSLAに係る料金の扱い)	(Arcstar Contact Center サービスのSLAに係る料金の扱い)
13	13
(略)	(略)
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4)	(4)
(略)	(略)
ア〜キ (略)	ア〜キ (略)
	ク 自営ボイスモードゲートウェイ接続インターフェース提供機能を利用した外線発着信ができない状態
	の場合
2 I P通信網利用回線又はUniversal One網(クラウドコネクト接続を含みます。)が利用	<u>ケ</u> I P通信網利用回線 <u>、</u> Universal One網(クラウドコネクト接続を含みます。) <u>又はFIC網</u>
できないことにより、外線発着信又は外線発着信に係る通話録音機能が利用できない状態が	(Enterprise Cloud2.0接続を含みます。) が利用できないことにより、外線発着信又は外線発
継続している場合	着信に係る通話録音機能が利用できない状態が継続している場合
<u>ケ</u> 利用中止(当社があらかじめそのことをArcstar Contact Centerサービス契約者に通知	□ 利用中止(当社があらかじめそのことをArcstar Contact Centerサービス契約者に通知し
したときに限ります。)又は利用停止としている場合	たときに限ります。)又は利用停止としている場合

(5) (略)	(5) (略)
第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)	第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)
第1 利用料金	第1 利用料金
1 (略)	1 (略)
2料金額	2料金額
2-1 料金料	2-1 料金料
2-1-1 カテゴリー1に係るもの(略)	2 – 1 – 1 カテゴリー 1 に係るもの(略)

2-1-2 カテゴリー2に係るもの

区分	単位	料金額
シート利用料	シート利用数1ごとに月	16,000円
	額	(17,600 円)

- 備 1 1の Arcstar Contact Center サービス契約におけるシート利用数は、当社が別に定める数を考 下限とします。
 - 2 1の Arcstar Contact Center サービス契約におけるシート利用数は、当社が別に定める数を 上限とします。この場合において、上限を超えたシート利用数を希望する Arcstar Contact Center サービス契約者は、別に Arcstar Contact Center サービス契約を締結していただきま す。
 - 3 当社は、ヒストリカルレポートで閲覧できる情報を当社が別に定める期間保存します。
 - 4 当社は、リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートが Arcstar ContactCenter サービス契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。
 - 5 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートに係る、現に設定中の記録されたレポートその他の情報等を消去する ことがあります。
 - 6 リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートに係る設定方法、記録出来るレポートの項 目及び期間その他の条件等については、当社が指定するところによります。
 - (注1) 備考1のシート利用数の下限は、200 とします。
 - (注2) 備考2のシート利用数の上限は、2,000 とします。
 - (注3) 備考3のヒストリカルレポートで閲覧できる情報の保存期間は93 日とします。

2-1-2 カテゴリー2に係るもの

区 分	単位	料金額
シート利用料	シート利用数1ごとに月	16,000円
	額	(17,600 円)

- - 2 1のArcstar Contact Center サービス契約におけるシート利用数は、当社が別に定める数を 上限とします。この場合において、上限を超えたシート利用数を希望する Arcstar Contact Center サービス契約者は、別に Arcstar Contact Center サービス契約を締結していただきま す。
 - 3 当社は、ヒストリカルレポートで閲覧できる情報を当社が別に定める期間保存します。
 - 4 当社は、リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートが Arcstar ContactCenter サービス 契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータ に誤りがないことを保証するものではありません。
 - 5 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートに係る、現に設定中の記録されたレポートその他の情報等を消去することがあります。
 - 6 リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートに係る設定方法、記録出来るレポートの項目 及び期間その他の条件等については、当社が指定するところによります。
 - (注1) 備考1のシート利用数の下限は、200 とします。
 - (注2) 備考2のシート利用数の上限は、プラン1は2,000、プラン2は400とします。
 - (注3) 備考3のヒストリカルレポートで閲覧できる情報の保存期間は93 日とします。

2-2 付加機能利用料	2-2 付加機能利用料
2-2-1 カテゴリー1に係るもの(略)	2 – 2 – 1 カテゴリー 1 に係るもの(略)

_	_	_		° 1 1	_	1-17	ジャーへ
, ,	ー / -	- /	77 - 1	·) —	- /	1, 12	るもの

区分		単位	料金額
通話録音	幾能	通話録音機能を利用するシ	3,500円
		ート利用数1ごとに月額	(3,850円)
			'
CDRレ	ポート機能	CDRレポート機能を利用	1,500円
		するシート利用数1ごとに	(1,650円)
		月額	
アウトバワ	ウンド機能	アウトバウンド機能を利用	5,000円
		するシート利用数1ごとに	(5,500円)
		月額	
DR機能		DR機能を利用するシート	7,000円
		利用数1ごとに月額 (7,700円)	
テナン	400席リソースから	1の契約ごとに月額	187,500円
卜拡張	1,000席リソースへの拡		(206,250円)
機能	張に係るもの		
	400席リソースから	1の契約ごとに月額	725,000円
	2,000席リソースへの拡		(797,500円)

2-2-2 カテゴリー2に係るもの

区分		単位	料金額	
通話録	標準	通話録音機能を利用す	3,500円	
音機能		るシート利用数1ご	(3,850円)	
		とに月額		
	高音質	通話録音機能を利用す	3,500円	
		るシート利用数1ごと	(3,850円)	
		に月額		
CDRレ	ポート機能	CDRレポート機能を	1,500円	
		利用するシート利用数	(1,650円)	
		1ごとに月額		
アウトバ	ウンド機能	アウトバウンド機能を 5,000円		
		利用するシート利用数	(5,500円)	
		1ごとに月額		
DR機能		DR機能を利用するシー	7,000円	
		ト利用数1ごとに月額	(7,700円)	
	備考 DR機能はプラン1に限	り提供します。		
テナン	400席リソースから1,000	1の契約ごとに月額	187,500円	
卜拡張	席リソースへの拡張に係る		(206,250円)	
機能	もの			
	400席リソースから2,000	1の契約ごとに月額	725,000円	
	席リソースへの拡張に係る		(797,500円)	

	張に係るも	5の				もの			
	1,000席し	リソースから	1の契約ごとに月額	600,000円		1,000席	リソースから	1の契約ごとに月額	600,000円
	2,000席し	ソースへの拡		(660,000円)		2,000席	リソースへの拡張		(660,000円)
	張に係るも	5の				に係るも	5 <i>0</i>		
テナン	400席リン	ノースから	1の契約ごとに月額	175,000円	テナン	400席リ	ソースから1,000	1の契約ごとに月額	175,000円
卜拡張	1,000席し	ソースへの拡		(192,500円)	卜拡張	席リソー	-スへの拡張に係る		(192,500円)
機能	張に係るも	5 の			機能	もの			
(DR)	400席リン	ノースから	1の契約ごとに月額	662,500円	(DR)	400席リ	ソースから2,000	1の契約ごとに月額	662,500円
	2,000席り	ソースへの拡		(728,750円)		席リソー	-スへの拡張に係る		(728,750円)
	張に係るも	5 の				もの			
	1,000席り	リソースから	1の契約ごとに月額	487,500円		1,000席	リソースから	1の契約ごとに月額	487,500円
	2,000席り	ソースへの拡		(536,250円)		2,000席	リソースへの拡張		(536,250円)
	張に係るも	5 の				に係るも	50		
通話録	400席リ	186日まで	1の契約ごとに月額	87,500円	通話録	400席	186日まで	1の契約ごとに月額	87,500円
音容量	ソースに	(6か月)		(96,250円)	音容量	リソー	(6か月)		(96,250円)
拡張機	係るもの	279日まで	1の契約ごとに月額	131,250円	拡張機	スに係	279日まで	1の契約ごとに月額	131,250円
能		(9か月)		(144,375円)	能	るもの	(9か月)		(144,375円)
		366日まで	1の契約ごとに月額	181,250円			366日まで	1の契約ごとに月額	181,250円
		(1年)		(199,375円)			(1年)		(199,375円)
		731日まで	1の契約ごとに月額	443,750円			731日まで	1の契約ごとに月額	443,750円
		(2年)		(488,125円)			(2年)		(488,125円)
		1,096日まで	1の契約ごとに月額	706,250円			1,096日まで(3	1の契約ごとに月額	706,250円

	(3年)		(776,875円)		年)		(776,875円)
	1,461日まで	1の契約ごとに月額	968,750円		1,461日まで(4	1の契約ごとに月額	968,750円
	(4年)		(1,065,625円)		年)		(1,065,625円)
	1,827日まで	1の契約ごとに月額	1,231,250円		1,827日まで(5	1の契約ごとに月額	1,231,250円
	(5年)		(1,354,375円)		年)		(1,354,375円)
	2,192日まで	1の契約ごとに月額	1,493,750円		2,192日まで(6	1の契約ごとに月額	1,493,750円
	(6年)		(1,643,125円)		年)		(1,643,125円)
	2,557日まで	1の契約ごとに月額	1,756,250円		2,557日まで(7	1の契約ごとに月額	1,756,250円
	(7年)		(1,931,875円)		年)		(1,931,875円)
1,000席	186日まで	1の契約ごとに月額	181,250円	1,000	186日まで	1の契約ごとに月額	181,250円
リソース	(6か月)		(199,375円)	席リソ	(6か月)		(199,375円)
に係るも	279日まで	1の契約ごとに月額	352,500円	ースに	279日まで	1の契約ごとに月額	352,500円
o o	(9か月)		(387,750円)	係るも	(9か月)		(387,750円)
	366日まで	1の契約ごとに月額	525,000円	の	366日まで	1の契約ごとに月額	525,000円
	(1年)		(577,500円)		(1年)		(577,500円)
	731日まで	1の契約ごとに月額	1,225,000円		731日まで	1の契約ごとに月額	1,225,000円
	(2年)		(1,347,500円)		(2年)		(1,347,500円)
	1,096日まで	1の契約ごとに月額	1,925,000円		1,096日まで(3	1の契約ごとに月額	1,925,000円
	(3年)		(2,117,500円)		年)		(2,117,500円)
	1,461日まで	1の契約ごとに月額	2,625,000円		1,461日まで(4	1の契約ごとに月額	2,625,000円
	(4年)		(2,887,500円)		年)		(2,887,500円)
	1,827日まで	1の契約ごとに月額	3,325,000円		1,827日まで(5	1の契約ごとに月額	3,325,000円

 T	Т	Т	T
	(5年)		(3,657,500円)
	2,192日まで	1の契約ごとに月額	4,025,000円
	(6年)		(4,427,500円)
	2,557日まで	1の契約ごとに月額	4,725,000円
	(7年)		(5,197,500円)
2,000席	186日まで	1の契約ごとに月額	346,250円
リソース	(6か月)		(380,875円)
に係るも	279日まで	1の契約ごとに月額	693,750円
の	(9か月)		(763,125円)
	366日まで	1の契約ごとに月額	1,037,500円
	(1年)		(1,141,250円)
	731日まで	1の契約ごとに月額	2,437,500円
	(2年)		(2,681,250円)
	1,096日まで	1の契約ごとに月額	3,837,500円
	(3年)		(4,221,250円)
	1,461日まで	1の契約ごとに月額	5,237,500円
	(4年)		(5,761,250円)
	1,827日まで	1の契約ごとに月額	6,637,500円
	(5年)		(7,301,250円)
	2,192日まで	1の契約ごとに月額	8,037,500円
	(6年)		(8,841,250円)
	2,557日まで	1の契約ごとに月額	9,437,500円
 1	I	I	<u> </u>

	年)		(3,657,500円)
	2,192日まで(6	1の契約ごとに月額	4,025,000円
	年)		(4,427,500円)
	2,557日まで(7	1の契約ごとに月額	4,725,000円
	年)		(5,197,500円)
2,000	186日まで	1の契約ごとに月額	346,250円
席リソ	(6か月)		(380,875円)
ースに	279日まで	1の契約ごとに月額	693,750円
係るも	(9か月)		(763,125円)
の	366日まで	1の契約ごとに月額	1,037,500円
	(1年)		(1,141,250円)
	731日まで	1の契約ごとに月額	2,437,500円
	(2年)		(2,681,250円)
	1,096日まで(3	1の契約ごとに月額	3,837,500円
	年)		(4,221,250円)
	1,461日まで(4	1の契約ごとに月額	5,237,500円
	年)		(5,761,250円)
	1,827日まで(5	1の契約ごとに月額	6,637,500円
	年)		(7,301,250円)
	2,192日まで(6	1の契約ごとに月額	8,037,500円
	年)		(8,841,250円)
	2,557日まで(7	1の契約ごとに月額	9,437,500円

	(7年)	(10,381,250円)			年)		(10,381,250円)
			通話録	<u>400 席</u> リソー	93 日まで	1の契約ごとに月額	87,500円
			音高音	スに係	(3か月)		
			質容量	るもの	186 日まで	1の契約ごとに月額	181,250円
			拡張機		(6か月)		(199,375円)
			能		366 日まで	1の契約ごとに月額	443,750円
					(1年)		(488,125円)
					731 日まで	1の契約ごとに月額	968,750円
					(2年)		_(1,065,625円)
					1,096日まで(3	1の契約ごとに月	1,493,750円
					年)		(1,643,125円)
					1,282日まで(3	1の契約ごとに月額	1,756,250円
					年6か月)		(1,931,875円)
				<u>1,000</u> 席リソ	93 日まで	1の契約ごとに月額	181,250円
				ースに	(3か月)		(199,375円)
				係るも の	186 日まで	1の契約ごとに月額	525,000円
					(6か月)		(577,500円)
					366 日まで	1の契約ごとに月額	1,225,000円
							(1,347,500円)
					731 日まで	1の契約ごとに月額	2,625,000円
					(2年)		_(2,887,500円)
					1,096日まで(3	1の契約ごとに月額	4,025,000円

					年)		(4,427,500円)
					1,282日まで(3	1の契約ごとに月額	4,725,000円
					年6か月)		(5,197,500円)
				2,000 席リソ	93 日まで	1の契約ごとに月額	346,250円
				ースに	(3か月)		(380,875円)
				<u>係るも</u> の	186 日まで	1の契約ごとに月額	1,037,500円
					(6か月)		(1,141,250円)
					366 日まで	1の契約ごとに月額	2,437,500円
					(1年)		(2,681,250円)
					731 日まで	1の契約ごとに月額	5,237,500円
					_(2年)		(5,761,250円)
					1,096日まで(3	1の契約ごとに月額	8,037,500円
					年)		(8,841,250円)
					1,282日まで(3	1の契約ごとに月額	9,437,500円
					年6か月)		
DNSフォワーダー機能	Arcstar Contact Center	50,000円	DNSフォ	<u> </u> ワーダー樹	L 後能	Arcstar Contact	50,000円
	サービス契約者が指定する	(55,000円)				Center サービス契約	(55,000円)
	1のIPアドレスごとに月額					者が指定する1のIPア	
						ドレスごとに月額	
WFM接続機能	WFM接続機能を利用する	250円	WFM接線	売機能		WFM接続機能を利用す	250円
	シート利用数1ごとに月額	(275円)				るシート利用数1ごと	(275円)

		に月額		
	自営ボイスモードゲートウェイ接続イ	_	_	
	ンターフェース提供機能			
第2 手続に関する料金 (略)	第2 手続に関する料金(略)			
第2表 工事に関する費用(工事費)	第2表 工事に関する費用(工事費)			
1 適用(略)	1 適用(略)			
2 工事費の額	2 工事費の額			
2-1 カテゴリー1に係るもの(略)	2-1 カテゴリー1に係るもの(略)			

2-2 カテゴリー2に係るもの

(略)

区分	}			単位	工事費の額
交	利	ア イ以外の工事		1 の工事	175,000円
換	用			ごとに	(192,500
機	の				円)
等	開	イ 付加機能(DR機	能に限ります。)に関する工	1 の工事	125,000円
エ	始	事		ごとに	(137,500
事	に				円)
費	関				
	す				
	る				
	エ				
	事				
	上	アイ、ウ及び工以外	トの工事	1 の工事	10,000円
	記			ごとに	(11,000円)
	以	イ シート利用数の	テナント拡張機能の利用の	1 の工事	44,000円
	外	変更(シート利用	ないArcstar Contact	ごとに	(48,400円)
	に	数を増加又は減少	Centerサービス契約につい		
	関	させることをいい	て、リソースの区別を跨る		
	す	ます。)に関する工	工事		
	る	事	上記以外の工事	1 の工事	7,000円

2-2 カテゴリー2に係るもの

(略)

区分)			単位	工事費の額
交	利	ア イ以外の工事		1 の工事	175,000円
換	用			ごとに	(192,500円)
機	の				
等	開	イ 付加機能(DR機	能に限ります。)に関する工	1 の工事	125,000円
エ	始	事		ごとに	(137,500円)
事	に				
費	関				
	す				
	る				
	エ				
	事				
	上	ア イ、ウ及び工以外	の工事	1 の工事	10,000円
	記			ごとに	(11,000円)
	以	イ シート利用数の	テナント拡張機能の利用の	1 の工事	44,000円
	外	変更(シート利用	ないArcstar Contact	ごとに	(48,400円)
	に	数を増加又は減少	Centerサービス契約につい		
	関	させることをいい	て、リソースの区別を跨る		
	す	ます。)に関する工	工事		
	る	事	上記以外の工事	1 の工事	7,000円

エ			ごとに	(7,700円)		エ			ごとに	(7,700円)
事	ウ 付加機能の変更	(ア) (イ)及び(ウ)以	1 の工事	7,000円		事	ウ 付加機能の変更	(ア) (イ)及び(ウ)以	1 の工事	7,000円
	に関する工事	外のもの	ごとに	(7,700円)			に関する工事	外のもの	ごとに	(7,700円)
		(イ) 通話録音容量拡張機	1 の工事	19,000円				(イ) 通話録音容量拡張機	1 の工事	19,000円
		能に係るもの	ごとに	(20,900円)				能又は通話録音高音質容量	ごとに	(20,900円)
								拡張機能に係るもの		
		(ウ) テナント拡張機能に	1 の工事	44,000円				(ウ) テナント拡張機能に係	1 の工事	44,000円
		係るもの	ごとに	(48,400円)				るもの	ごとに	(48,400円)
	エ Universal One網	 との接続に必要な設定情報	1 の工事	15,000円			エ Universal One網との接続に必要な設定情報		1 の工事	15,000円
	(クラウドコネクト:	接続に係るものに限りま	ごとに	(16,500円)			(クラウドコネクト接続に係るものに限りま		ごとに	(16,500円)
	す。)の変更に関する工事					す。)の変更に関する	江事			
3表 [3表 附帯サービスに関する料金(略)				第3表 附帯サービスに関する料金(略)					
金表別表 Arcstar Contact Centerサービス契約に関する付加機能			料金表別表 Arcstar Contact Centerサービス契約に関する付加機能							

カテゴリー1に係るもの(略)

カテゴリー1に係るもの(略)

カテゴリー 2 に係るもの		カテゴリー 2 に係るもの			
区分	提供条件	区分	提供条件		
1 通話録音機能	(1) 録音した通話は当社が別に定める保存期間に限り	1 通話録音機能	(1) 録音した通話は当社が別に定める保存期間に限り保		
エージェントに着信した通話、	保存します。この場合において、保存された通話が保	エージェントに着信した通話、	存します。この場合において、保存された通話が保存期		
エージェントが発信した通話又	存期間の上限に達してなお新しい通話を保存するとき	エージェントが発信した通話又	間の上限に達してなお新しい通話を保存するときは、既		
はエージェント間の通話の録音	は、既に保存されている通話のうち古いものから順に	はエージェント間の通話の録音	に保存されている通話のうち古いものから順に消去して		
及び録音した通話を再生する機	消去して保存します。	及び録音した通話を再生する機	保存します。		
能	(2) 当社は、本付加機能がArcstar Contact Centerサ	能	(2) 当社は、本付加機能がArcstar Contact Centerサー		
	ービス契約者の期待どおりの品質を有すること、その		ビス契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動		
	作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤		が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがな		
	りがないことを保証するものではありません。		いことを保証するものではありません。		
	(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上や		(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむ		
	むを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の		を得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の録音		
	録音された通話その他の情報等を消去することがあり		された通話その他の情報等を消去することがあります。		
	ます。		(4) 本付加機能に係る設定方法、録音出来る通話の数及		
	(4) 本付加機能に係る設定方法、録音出来る通話の数		び時間その他の条件等については、当社が指定するとこ		
	及び時間その他の条件等については、当社が指定する		ろによります。		
	ところによります。		(5) 1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用で		
	(5) 1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用		きる通話録音機能の数の上限は、そのArcstar Contact		
	できる通話録音機能の数の上限は、そのArcstar		Centerサービス契約に係るシート利用数と同数としま		
	Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同		す。		
	数とします。		(6) 通話録音機能には、標準と高音質があります。標		

	準から高音質への変更の請求をすることができます。こ の場合において、高音質から標準への変更はできませ ん。
(注)(1)の当社が別に定める保存期間は、93日とします。ただし、通話録音拡張機能を利用する場合は、その保存期間を延長することができます。この場合において、保存期間を短縮する変更はできません。	(注)(1)の当社が別に定める保存期間は、標準は93日、高音質は46日とします。ただし、通話録音容量拡張機能又は通話録音高音質容量拡張機能を利用する場合は、その保存期間を延長することができます。この場合において、保存期間を短縮する変更はできません。

2 CDRレポート機能	(1) CDRレポートは当社が別に定める期間保存しま	2 CDRレポート機能	(1) CDRレポートは当社が別に定める期間保存しま
エージェントへの着信又は発信	す。	エージェントへの着信又は発信	₫。
の明細を記録及び閲覧する機能	(2) 当社は、本付加機能がArcstar Contact Centerサ	の明細を記録及び閲覧する機能	(2) 当社は、本付加機能がArcstar Contact Centerサー
	ービス契約者の期待どおりの品質を有すること、その		ビス契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動
	作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤		が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがな
	りがないことを保証するものではありません。		いことを保証するものではありません。
	(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上や		(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむ
	むを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の		を得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中のCD
	CDRレポートその他の情報等を消去することがあり		Rレポートその他の情報等を消去することがあります。
	ます。		(4) 本付加機能に係る設定方法、その他の条件等につい
	(4) 本付加機能に係る設定方法、その他の条件等につ		ては、当社が指定するところによります。
	いては、当社が指定するところによります。		(5) CDRレポート機能の利用の数は、そのArcstar
	(5) CDRレポート機能の利用の数は、そのArcstar		Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同
	Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同		数とします。
	数とします。		(注)第1項のCDRレポートの保存期間は93日間と
	(注)第1項のCDRレポートの保存期間は93日間と		します。
	します。		
3 アウトバウンド機能	1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用でき	3 アウトバウンド機能	1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できる
IP通信網利用回線へエージェ	るアウトバウンド機能の数の上限は、そのArcstar	I P通信網利用回線へエージェ	アウトバウンド機能の数の上限は、そのArcstar
ントの操作によらず自動的に発	Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同	ントの操作によらず自動的に発	Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同
信し、接続された通話をエージ	数とします。	信し、接続された通話をエージ	数とします。
エントへ着信させる機能		エントへ着信させる機能	

4 DR機能	(1) 本付加機能の利用の数は、そのArcstar Contact	4 DR機能	(1) 本付加機能の利用の数は、そのArcstar Contact
Arcstar Contact Centerサービ	Centerサービス契約に係るシート利用数と同数としま	Arcstar Contact Centerサービ	Centerサービス契約に係るシート利用数と同数としま
ス設備を、DR拠点(通常と地	す。	ス設備を、DR拠点(通常と地理	す。
理的に異なる拠点をいいま	(2) 本付加機能は、利用の開始の場合のみ申込みをす	的に異なる拠点をいいます。) に	(2) 本付加機能は、利用の開始の場合のみ申込みをする
す。)に設置して提供する機能	ることができます。また、本付加機能の変更を請求す	設置して提供する機能	ことができます。また、本付加機能の変更を請求するこ
	ることはできません。		とはできません。
	(3) 本付加機能は、Arcstar Contact Centerサービス		(3) 本付加機能は、Arcstar Contact Centerサービス契
	契約者利用している付加機能(通話録音容量拡張機能		約者利用している付加機能(通話録音容量拡張機能 <u>及び</u>
	を除きます。)を、DR拠点において利用することがで		通話録音高音質容量拡張機能を除きます。) を、DR拠点
	きます。		において利用することができます。
5 テナント拡張機能	(1) 本付加機能は、Arcstar Contact Centerサービス	5 テナント拡張機能	(1) 本付加機能は、Arcstar Contact Centerサービス契
そのArcstar Contact Centerサ	契約者の属するリソースの区別に関わらず、上位のリ	そのArcstar Contact Centerサ	約者の属するリソースの区別に関わらず、上位のリソー
ービス契約者に対しArcstar	ソースの区別にArcstar Contact Centerサービス設備	 ービス契約者に対しArcstar	スの区別にArcstar Contact Centerサービス設備を拡
Contact Centerサービス設備	を拡張することができます。下位のリソースの区別に	Contact Centerサービス設備	張することができます。下位のリソースの区別に変更す
を拡張して提供する機能	変更することはできません。	を拡張して提供する機能	ることはできません。
	(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に		(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指
	指定するところによります。		定するところによります。
6 テナント拡張機能(DR)	(1) DR機能及びテナント拡張機能を利用している	6 テナント拡張機能(DR)	(1) DR機能及びテナント拡張機能を利用している
そのArcstar Contact Centerサ	Arcstar Contact Centerサービス契約者は、本付加機	そのArcstar Contact Centerサ	Arcstar Contact Centerサービス契約者は、本付加機能
ービス契約者に対しArcstar	能の申込み(テナント拡張機能と同じ区分に限りま	 ービス契約者に対しArcstar	の申込み(テナント拡張機能と同じ区分に限ります。)
Contact Centerサービス設備	す。)が必要です。	 Contact Centerサービス設備	が必要です。
(DR機能に係る設備に限りま	(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に	(DR機能に係る設備に限りま	(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に

す。)を拡張して提供する機能	指定するところによります。	す。) を拡張して提供する機能	指定するところによります。
7 通話録音容量拡張機能	(1) 本付加機能の区分は、保存期間の日数を減らす変	7 通話録音容量拡張機能	(1) 本付加機能の区分は、保存期間の日数を減らす変更
通話録音機能に係る保存期間を	更をすることができません。	通話録音機能 (標準) に係る保	をすることができません。
延長できる機能	(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に	 存期間を延長できる機能	(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指
	指定するところによります。		定するところによります。
		8 通話録音高音質容量拡張機	(1) 本付加機能の区分は、保存期間の日数を減らす変更
		<u>能</u>	をすることができません。_
		通話録音機能(高音質)に係る	(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指
		保存期間を延長できる機能	定するところによります。
8 DNSフォワーダー機能	1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用でき	9 DNS フォワーダー機能	1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できる
Arcstar Contact Centerサー	るDNSフォワーダー機能のIPアドレスの数の上限は、	Arcstar Contact Centerサー	DNSフォワーダー機能のIPアドレスの数の上限は、2と
ビス設備のDNSに送信された名	2とします。	ビス設備のDNSに送信された名	します。
前解決要求を他のDNSサーバへ		前解決要求を他のDNSサーバへ	
転送し、その結果を受信して応		転送し、その結果を受信して応	
答する機能		答する機能	
9 WFM接続機能	(1) 本付加機能の利用の数は、そのArcstar Contact	10 WFM 接続機能	(1) 本付加機能の利用の数は、そのArcstar Contact
Arcstar Contact Centerサービ	Centerサービス契約に係るシート利用数と同数としま	Arcstar Contact Centerサービ	Centerサービス契約に係るシート利用数と同数としま
ス設備とArcstar Contact	ु च ै	ス設備とArcstar Contact	ुं चे °
Centerサービス契約者の自営端	(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に	Centerサービス契約者の自営端	(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指
末設備を接続するための機能	指定するところによります。	末設備を接続するための機能	定するところによります。
		11 自営ボイスモードゲートウ	1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できる
		ェイ接続インターフェース提供	自営ボイスモードゲートウェイ接続インターフェース提

機能	供機能のインターフェースの数の上限は、50としま			
Arcstar Contact Centerサー	<u>す。</u>			
ビス設備とArcstar Contact				
Centerサービス契約者の自営ボ				
イスモードゲートウェイ装置を				
接続するための機能				
附 則(令和3年4月2日 APS				
(実施期日)				
1 この改正規定は、令和3年4月7日から実施します。				
(経過措置)				
	z正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この			
	その右欄の契約とみなして取り扱います。			
Arcstar Contact Centerサービス				
カテゴリー 2	カテゴリー 2			
<u> </u>	プラン1			
2 マの水工担字字佐並にませいて				
の他債務については、なお従前の				
	aが生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ			
いては、なお従前の通りとします 				